

石井町告示第 2 号

水道法第 24 条の 2 により令和 7 年度水質検査計画を別紙により告示します。

令和 7 年 1 月 10 日

石井町水道事業
石井町長 小林 智 仁

石井町水道事業

令和 7 年度 水質検査計画

目 次

1. 水質検査の基本方針
2. 石井町水道事業の概要
 - (1)給水状況
 - (2)浄水場施設
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度
 - (1)採水地点
 - (ア)水質基準項目
 - (イ)毎日検査
 - (2)水質検査項目、検査頻度
 - (ア)水質基準項目
 - (イ)毎日検査項目
 - (3)臨時の水質検査に関する事項
5. 検査の方法
6. 水質検査結果の公表
7. 関係者との連携

石井町水道課 令和7年度水質検査計画

1. 水質検査の基本方針

石井町は、石井町上水道で供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期的に行う水質検査についても水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

また、臨時に行う水質検査についても、計画書において、行う際の要件、検査項目及び実施方法の原則について明らかにします。

水質検査計画書には、水道法施行規則第15条第4項に定めるところにより、水道事業者が行う定期の水質検査について、検査する事項、当該項目、採取の場所、検査回数及びその理由を記載します。

水道法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目、検査方法等について記載します。

水質検査計画による検査結果については、評価の上、需要者に対して公表します。

2. 石井町水道事業の概要

(1) 給水状況

当町の給水状況は、下記のとおりとなっています。

区 分	内 容
事業体の名称	石井町水道事業
給水区域	石井町行政区域(一部除く)
給水人口	22,525人(令和6年3月31日現在)
給水戸数	8,931戸(令和6年3月31日現在)
一日最大配水量	8,458m ³ (令和5年度実績)
一日平均配水量	7,446m ³ (令和5年度実績)

(2) 浄水場施設

当町は徳島市上下水道局(第十浄水場)より給水量の100%の供給を受け給水しています。

浄水場名	水 源	配水能力(m ³ /日)	処 理 方 法
第十浄水場	吉野川水源	99,000	薬品沈殿、急速ろ過、塩素消

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況(徳島市上下水道局資料)

吉野川第十堰上流2km付近で取水している比較的清浄で水量に恵まれた表流水です。

河川水位低下時には、異臭味対策として粉末活性炭を注入し良好な水質を確保しています。

また、クリプトスポリジウム等原虫対策として高感度濁度計を設置し、ろ過水濁度の連続監視を行っています。

4. 採水地点、検査項目、検査頻度

(1) 採水地点

(ア) 水質検査項目

配水系統が一系統なので、中間地点に当たる水道課事務所で検査を行います。

(イ) 毎日検査

石井町役場散水栓において、色、濁り、残留塩素について検査します。

(2) 水質検査項目、検査頻度（別表参照）

(ア) 水質基準項目 「水質基準に関する省令（厚生労働省令第101号）」

給水栓（蛇口）における水質基準項目の検査は、従来、全国一律に義務付けられていましたが、地域性を考慮し、水道事業体の状況に応じて検査頻度を減じることができるようになりました。

当町では、法令で定められた頻度を基本とし、その他特に水質管理上注意すべき項目を考慮し、検査項目及び検査頻度を決定します。

(イ) 毎日検査項目 水道法施行規則第15条第1項イ

色、濁り、残留塩素測定は、一日一回以上検査します。

(3) 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

(ア) 給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。

(イ) 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

(ウ) その他特に必要と認められるとき。

5. 検査の方法

給水栓等における水質基準項目の検査は、委託により行います。

検査方法については、「水質基準に関する法令の規定に基づき環境大臣が定める方法」により行います。

6. 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、水質基準との適合状況を含め、掲示等で公表します。

7. 関係者との連携

当町は水道水の安全を確保していくため、供給元の徳島市上下水道局と連絡を密にし、水質異常に即応できるよう体制を整えていきます。

この水質検査計画についてお客様のご意見を文章にてお寄せください。
お客様からのご意見は今後の水質検査計画の参考とさせていただきます。

石井町水道課

〒779-3223 石井町高川原字高川原2111-4

TEL088-674-1141 FAX088-674-9141

別表

	項目名	基準値	回数
1	一般細菌	100個/1ml以下	12
2	大腸菌	検出されないこと	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	4
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1
16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04mg/l以下	1
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1
21	塩素酸	0.6mg/l以下	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	4
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	4
26	臭素酸	0.01mg/l以下	4
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	4
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	4
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1
38	塩化物イオン	200mg/l以下	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	1
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1
42	ジェオスミン※	0.00001mg/l以下	12
43	2-メチルイソボルネオール※	0.00001mg/l以下	12
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1
46	有機物(全有機物(TOC)の量)	3mg/l以下	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	12
48	味	異常でないこと	12
49	臭気	異常でないこと	12
50	色度	5度以下	12
51	濁度	2度以下	12
管-31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/l以下	1

※ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの2項目については、発生時期に月1回の検査を実施する。